

利用上の注意

1 調査の概要

〔1〕 調査の目的

工業統計調査は、製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

〔2〕 調査の根拠

統計法（2007年（平成19年）法律第53号）に基づく基幹統計であり、工業統計調査規則（1951年（昭和26年）通商産業省令第81号）によって実施されます。

〔3〕 調査期日及び対象期間

調査期日は年によって異なります。

毎年12月31日現在で実施されていましたが、2017年（平成29年）工業統計調査において、調査日を12月31日から翌年6月1日に変更したため、表中に※印がついている2016年（平成28年）の事業所数・従業者数については、2017年（平成29年）6月1日現在、製造品出荷額等の経理項目については、2016年（平成28年）の1年間の数値です。

なお、表中の※印がついている2011年（平成23年）及び2015年（平成27年）については、経済センサスー活動調査の数値です。

2011年（平成23年）の調査については、2012年（平成24年）2月1日を調査期日に実施され、事業所数・従業者数は2012年（平成24年）2月1日現在の数値で、製造品出荷額等の経理項目については、2011年（平成23年）の1年間の数値です。

また、2015年（平成27年）の調査については、2016年（平成28年）6月1日を調査期日に実施され、事業所数・従業者数は2016年（平成28年）6月1日現在の数値で、製造品出荷額等の経理項目については、2015年（平成27年）の1年間の数値です。

このうち2016年（平成28年）6月1日調査期日の経済センサスー活動調査においては、調査事項を簡素化した個人経営調査票を設けたため、個人経営調査票を配布した事業所については、「事業所数」、「従業者数」の項目は集計に含まれるものの、「製造品出荷額等」の項目については集計事項に含まれていません。

〔4〕 調査の範囲及び対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」（平成25年総務省告示第405号（過去，平成19年総務省告示第618号に掲げる「大分類E－製造業」，平成14年総務省告示第139号に掲げる「大分類F－製造業」と改定有））に属する従業者4人以上の事業所（調査困難地域にある事業所を除く）を対象としています。

（2009年（平成21年）までは，西暦末尾が0，3，5，8年については全数調査を実施し，それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象としています。）

〔5〕 集計

集計は基本的に各年の12月31日現在の市域で行っています。従って，2005年（平成17年）以降は旧沼隈町が含まれ，2006年（平成18年）以降は旧神辺町が含まれた数値です。

なお，金額の単位は他市等との比較もあり，百万円としました。

また，表中の数値及び割合は，四捨五入のため，合計が一致しない場合があります。

2 符号の用法

〔－〕 …… 該当数値なし

〔X〕 …… 数値が秘匿されているもの

〔△〕 …… マイナスの数値

〔秘匿数値の表し方〕

「X」は，1又は2の事業所に関する数値であるため，これをそのまま掲げると，個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した個所です。また，3以上の事業所に関する数値でも1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する個所は，「X」で表示しています。

3 用語の説明

〔1〕 事業所

事業所とは，一般的に工場，製作所，製造所あるいは加工所などと呼ばれているような，一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

〔2〕 従業者数

従業者とは、次の①から⑧までに該当するものをいいます。

従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいいます。

$$\text{従業者数} = \text{「個人業主及び無給家族従業者」} + \text{「有給役員」} + \text{「常用雇用者」} \\ (\text{「正社員・正職員としている人」} + \text{「それ以外の人 (パート・アルバイトなど)」}) - \text{「送出者」} + \text{「出向・派遣受入者」}$$

① 「個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいいます。

ア. 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。

イ. 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。ただし、手伝い程度のものは含みません。

② 「有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

③ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「正社員・正職員としている人」及び「それ以外の人 (パート・アルバイトなど)」に分けられます。

a) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれます。

b) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

c) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

④ 「常用雇用者」のうち「正社員・正職員としている人」とは、「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

⑤ 「常用雇用者」のうち「それ以外の人 (パート・アルバイトなど)」とは、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。

⑥ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいいます。

- ⑦ 「送出者」とは、個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。
- ⑧ 「出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

〔3〕 製造品出荷額等

製造品出荷額等は1年間における「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「くず廃物の出荷額」及び「その他収入額」の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額をいいます。

- ① 「製造品の出荷」とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、年内にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、年内に返品されたものを除く）
- ② 「加工賃収入額」とは、年内に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
- ③ 「その他収入額」とは、上記①、②及び「くず廃物の出荷額」以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。